

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成22年1月14日(2010.1.14)

【公開番号】特開2008-132283(P2008-132283A)

【公開日】平成20年6月12日(2008.6.12)

【年通号数】公開・登録公報2008-023

【出願番号】特願2006-322407(P2006-322407)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 B

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月20日(2009.11.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技領域を前面側に形成してある遊技盤を備えた遊技機であって、

遊技盤の裏面に、球集合板及び遊技に関連する所定の電気部品が設けられ、

前記電気部品の少なくとも一部を被覆するように配置され、当該電気部品を露出する位置との間で移動可能なカバー部材を前記球集合板の裏面に設け、

且つ、このカバー部材と球集合板とを封止するための封止手段を備え、

当該封止手段が、球集合板に遊技盤側から挿通されてカバー部材を球集合板に固定する固定手段により、前記カバー部材と該球集合板とを封止状態に連結して固定するよう構成されている、

ことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記封止手段は、

球集合板の遊技盤側に設けられ固定手段が挿通される孔を底部に有する凹部と、

カバー部材に設けられ固定手段が挿入され固定される挿入部と、

固定手段による固定状態を解除するために挿入部に設けられた切断部とを有することを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記カバー部材のコーナー部に前記封止手段として第1封止部が設けられ、コーナー部以外に前記封止手段として第2封止部が設けられていることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記カバー部材の裏面に基板ケースが敷設され、該基板ケースがその一方端部において、縦軸周りに回動可能に枢着されて開閉自在に構成され、

前記封止手段が、前記カバー部材から延出する破断ネジ挿通部を有し、この破断ネジ挿通部が、前記基板ケースを枢着する前記縦軸に近接していることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の遊技機。